

平成 24 年

第 1 回市議会定例会 議案第 62 号

函館市火災予防条例の一部改正について

函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 24 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和 48 年函館市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 項を附則第 15 項とし，附則第 6 項から附則第 10 項までを 4 項ずつ繰り下げ，附則第 5 項の次に次の 4 項を加える。

（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準に関する経過措置）

6 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 405 号）による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により，新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，または取り扱う場所となるもの（以下この項から附則第 8 項までにおいて「新規対象」という。）のうち，第 34 条の 2 第 2 項第 9 号に定める基準に適合しないものの位置，構造および設備に係る技術上の基準については，同号の規定は，当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り，適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は，その設置される条件および使用される状況に照らして，十分な強度を有し，かつ，漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が，平成 24 年 7 月 1 日において現に貯蔵し，または取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

- 7 新規対象のうち、第34条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。
- 8 新規対象のうち、第34条の2第2項第1号から第8号まで、第34条の3の2（第3号を除く。）または第34条の4第2項（第1号、第10号および第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造および設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第6項第2号に掲げる基準に適合している場合限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

（指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの届出に関する経過措置）

- 9 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、または取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長または消防署長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（提案理由）

危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等に関する経過措置を定めるため